



島根県報

平成31年3月29日（金）

号外第36号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県中小企業制度融資要綱の一部改正

（中 小 企 業 課） 2

告 示**島根県告示第214号**

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）の一部を次のように改正する。

平成31年 3 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第6条第1号を次のように改める。

(1) 政令第1条第1項に規定する業種（以下この号において「融資対象業種」という。）を県内において継続して営んでいる者であつて、次のいずれかに該当するものであること。

ア 融資対象業種を営んでいる期間が1年以上の者（特別融資のうち創業者支援資金にあつては、融資対象業種を県内において新たに創業する計画を有する者又は融資対象業種を県内において継続して営んでおり、その期間が5年未満の者）

イ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項の認定を受けた中小企業者（同項第1号イに該当する者に限る。）の代表者であつて、同法第13条第2項に規定する特定経営承継関連保証を受けようとするもの

ウ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定を受けた同項第3号に掲げる事業を営んでいない個人であつて、同法第13条第4項に規定する特定経営承継準備関連保証を受けようとするもの

別表特別融資の部創業者支援資金の項中「第115条第1項」を「第129条第1項」に改め、同部経営安定化対策資金の項融資対象者の欄に次のように加える。

(4) 電子決済の導入、取扱いの増加等により、最近1か月間の売上高に対する電子決済額の比率が最近1年間のいずれかの月に比しておおむね5ポイント以上上昇しているもの又は上昇することが見込まれるもの

別表特別融資の部経営力強化支援資金の項中「第21条第2項」を「第26条第2項」に改め、同部経営改善サポート資金の項中「第127条」を「第134条」に改め、同表の注の1中「及び経営力強化支援資金の取扱期間は平成31年3月31日保証承諾分までとし」を「、経営力強化支援資金」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の島根県中小企業制度融資要綱の規定は、平成31年4月1日以後の認定（保証承諾分を含む。以下同じ。）に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。